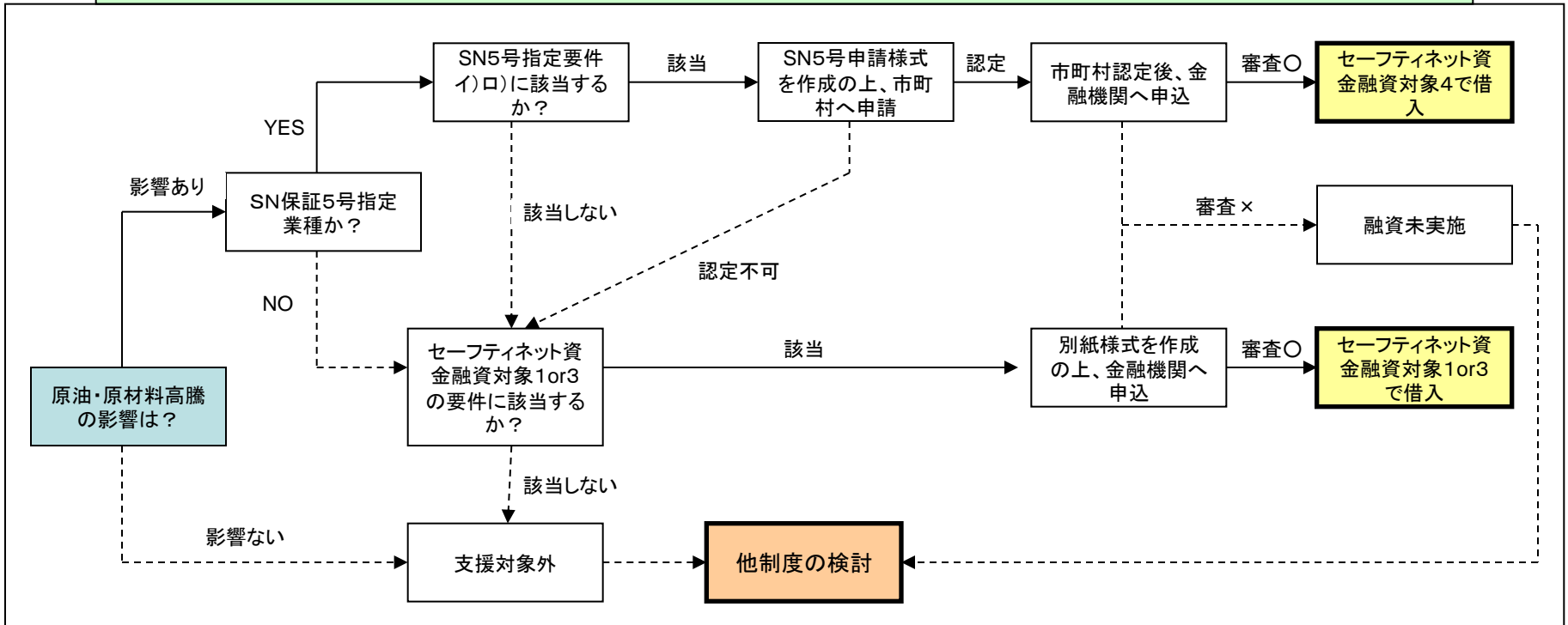


原油原材料高騰に伴うセーフティネット資金の活用チャート



＜中小企業セーフティネット資金概要＞

資金用途：運転資金（ただし、融資対象4のうち中小企業信用保険法第2条第4項第3～5号の適用を受ける場合は、運転資金、設備資金又は運転・設備資金）

融資限度額：1企業、1組合当たり3,000万円以内

融資期間（据置期間）：運転5年（据置1年）以内、ただし融資対象4のうち中小企業信用保険法第2条第4項第3～5号の適用を受ける場合は、運転7年（据置1年）以内

融資利率：融資対象1～3 年2.20%

融資対象4 年2.00%

保証料率：融資対象1～3 年0.45%～1.40%

融資対象4 年0.55%

融資斡旋等申込先：融資対象1～3は直接取扱金融機関へ申込

融資対象4は市町村へSN5号認定申請を行い、認定取得後に認定書添付の上、取扱金融機関へ申込

融資対象：

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの

- 1 最近3カ月又は6カ月の売上が前年同期比で5%以上減少している者
- 2 倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上ある者
- 3 製品等原価のうち10%以上を占める原油等の仕入価格が10%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない者（最近3ヶ月間の売上に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること）
- 4 中小企業信用保険法第2条第4項第3号、第4号、第5号又は第7号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定した者